

八千代市庁舎整備検討委員会設置要領

(設置)

第1条 市役所本庁舎，上下水道局庁舎及び教育委員会庁舎（以下「本庁舎等」という。）の整備についての検討を行うため，八千代市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は，次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本庁舎等の現状分析に関すること。
- (2) 本庁舎等の整備に係る企画・立案に関すること。
- (3) 本庁舎等の整備に係る事業手法に関すること。
- (4) その他本庁舎等の整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は，委員長，副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を，副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員は，別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

- 2 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，会議の議長となる。

- 2 会議は，委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 4 委員長は，委員が委員会を欠席する場合には，当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(資料の提出要求等)

第6条 委員会は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係者の説明，資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、第2条に掲げる事項について詳細に検討するため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部庁舎総合整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条第3項）

委 員	備 考
副市長	委員長
総務部長	副委員長
企画部長	
財務部長	
健康福祉部長	
子ども部長	
経済環境部長	
都市整備部長	
会計管理者	
議会事務局長	
教育次長（学校担当）	
教育次長（社会教育担当）	
上下水道局長	